

第5・6号合併号

2007年4月

発行日：2007年4月10日

編集者：塚田 香織



トピックス

離婚時の厚生年金分割制度

ちょっと体にいい話

春野菜でデトックス

今年は暖かい冬だったとはいえ、春になってきたことを実感するこの頃です。

冬の間はあまり気を外に発散させないため、新陳代謝が衰え、老廃物がたまっていきます。春になり薄着になるように、デトックス（解毒・老廃物の排出）で、体の中から、きれいになりましょう。

そこで、活躍してくれるのが、春野菜です。

ビタミンを多く含む春キャベツ、サヤエンドウ、特にビタミン豊富な菜の花やチンゲン菜、グリーンアスパラガス・・・。せり、三つ葉、ふきのとう、ウドなどの山菜類。

これらの野菜には、デトックス成分と呼べそうな成分がたくさん含まれています。

一つ目は、植物性のアルカロイド。特に春野菜特有の苦味のもとです。この成分には、体内にこもった余分な熱や水分を排出する解毒作用があります。また腎臓の機能を助ける働きもあります。

二つ目は、春野菜に多い、鉄、亜鉛、マンガンなどの微量元素と、ビタミンC・Eなどです。これらは共に作用して有害な活性酸素を除去する働きがあります。

今が旬の春野菜で、気分も体もすっきりしましょう。

(塚田 香織)

街中に春があふれています！

桜の花が満開ですね。早いところでは、散り始めているところもあります。新年度が始まり、街中で新社会人らしい、初々しい姿を見かけます。年齢や経験を重ねても、いつまでも、新鮮な気持ちで物事に取り組みたいですね。そして、季節の変わり目です。皆様、どうかお気をつけてお過ごし下さい。

離婚をした場合の厚生年金の分割について

平成16年の年金制度改革で導入された「離婚時の厚生年金の分割制度」ですが、2段階に分けて施行されることとなっています。その第1段階が平成19年4月1日より施行されましたので、解説したいと思います。

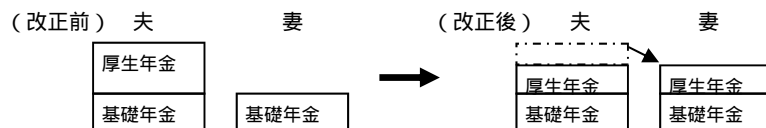
<導入の背景>

近年、中高齢者の離婚件数が増加していますが、現役時代の男女の雇用格差・給与格差などを背景に、離婚後の夫婦双方の年金受給額には大きな開きがあるという問題があるため。

<制度の内容>

この制度により、婚姻期間中の厚生年金の保険料の納付記録（夫婦の合計）を、離婚した場合に当事者間で分割することが認められます。

例えば、会社員の夫と専業主婦一筋の妻が離婚した場合、改正前は妻は基礎年金（全国国民共済部分）に基づく年金しか受給できず、厚生年金部分（上乘せ部分）に基づく年金は受給できませんでしたが、今後は厚生年金部分に基づく年金を妻も受給できるようになりました。



<改正第1段階>（平成19年4月1日から）

平成19年4月1日以後に離婚した場合は、夫婦間の合意または裁判所の決定があれば、婚姻期間中の厚生年金保険を半分まで分割できる（上記の例で、夫の厚生年金保険の持分を100とすると、妻に分割できるのは50まで）。

<改正第2段階>（平成20年4月1日から）

平成20年4月1日以後に離婚した場合は、夫婦間の合意があるか否かに関わらず、夫婦どちらか一方の請求があれば“平成20年4月1日以後分”の厚生年金保険を自動的に半分ずつに分割できる。この制度は2号被保険者（会社員など）と3号被保険者（専業主婦など）が離婚した場合のみ適用可能となります。

(小林 匠)

FiNet